



2024年3月26日

各位

会社名 株式会社グッドライフカンパニー
代表者名 代表取締役社長 高村 隼人
(コード番号:2970 東証スタンダード)
問合せ先 取締役社長室長 近松 敬倫
(TEL. 092-471-4123)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主である高村隼人について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2023年12月31日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等 |
|-------|---------------|-------------|-------|-------|-----------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 高村 隼人 | 支配株主(親会社を除く。) | 63.12 | - | 63.12 | — |

2. 支配株主等との取引に関する事項

| 会社等の名称 又は氏名 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------------|---------------|----------------------------|-----------------|---------------|----|---------------|
| 高村 隼人 | 当社 代表取締役 | (被所有) 直接 63.12% (注1) | 自己株式の取得 (注2) | 26 | — | — |

(注) 1. 議決権等の所有割合につきましては、2023年12月31日時点の数値になります。

2. 自己株式の取得につきましては、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) により取得しており、取引金額は取引前日の終値によるものであります。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当該自己株式の取得は、当社の支配株主である 代表取締役社長 高村隼人が売り手として参加することを予定したものであるため、当該自己株式取得は支配株主との取引等に該当します。当社が 2023 年 6 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「支配株主との取引につきましては、原則として行わないことを基本方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性（事業上の必要性）があるか、また、取引条件は一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを特に留意しつつ、当社および少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応して参ります。」

当社では 2023 年 2 月 21 日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役が出席したうえ、当該自己株式の取得は、市場への影響を回避することを主たる目的とすることを確認し、かつ現在の株価水準を考慮して、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により当該自己株式の取得に関する決議を行いました。

また、当該自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない取締役監査等委員（独立役員）である 姫野幸一、柳堀泰志及び石井麻衣子より、2023 年 2 月 21 日付けで、当該自己株式の取得は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 当該自己株式取得は、将来、導入する可能性のある取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分及び発行済ストックオプションの権利行使に充当するために実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があつて実施されるものではないこと。
- ② 当該自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する高村隼人を除いた取締役のみで実施されており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値での当該自己株式取得を行い、かつ、利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役を除いた取締役のみで、当該自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

従いまして、当該自己株式の取得は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

以 上